

令和6年10月1日

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者  
水道局長 鬼丸 泰 岳



業務委託の契約に係る入札等参加者の資格及び入札（見積り）参加資格審査申請書の受付について（公示）

令和7・8・9年度において、鹿児島市水道局が発注する業務の委託（工事に附帯するものを除く。以下「業務委託」という。）の契約に係る入札又は見積りに参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項、第167条の5の2及び第167条の11第2項の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により公示します。

当該契約に係る入札又は見積りに参加しようとする者は、令和7・8・9年度における鹿児島市水道局業務委託入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を下記の要領で提出してください。

なお、下記1に掲げる以外の種類の契約に係る入札（見積り）に参加する者についての必要な資格は、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されていることとします。

記

1 資格審査の対象となる業務委託の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

	業務委託の種類及び概要
1	地下漏水調査業務 業務概要：有効率向上のため、地下漏水調査を行うものである。
2	土砂除去業務 業務概要：土砂運搬処分を行うものである。
3	ろ過池状況調査・更生業務 業務概要：急速ろ過池等を正常に維持するため、ろ過砂・ろ過砂利の更生・下部集水装置の点検を行うものである。
4	施設清掃及び廃棄物運搬業務 業務概要：取水施設に堆積したゴミ及び土砂等を除去するものである。
5	脱水ケーキ運搬業務 業務概要：浄水場及び排水処理場で発生する乾燥ケーキを中間処理施設へ運搬処分するものである。

6	平川浄水場維持管理業務 業務概要：平川浄水場の維持管理業務の一部を行うものである。
7	皇徳寺ニュータウン水道施設ほか維持管理業務 業務概要：皇徳寺ニュータウンほかの水道施設の維持管理業務を行うものである。
8	吉田地域ほか水道施設維持管理及び工業用水道施設維持管理業務 業務概要：吉田地域ほかの水道施設及び喜入地域の工業用水道施設の維持管理業務を行うものである。
9	牟礼岡地区水道施設維持管理業務 業務概要：牟礼岡地区水道施設の維持管理業務を行うものである。
10	万之瀬取水場ほか維持管理業務 業務概要：万之瀬取水場ほか28施設の維持管理を委託するものである。
11	南部幹線点検調査業務 業務概要：南部幹線の腐食状態などを把握するため目視点検及びテレビカメラ調査を行うものである。
12	汚水管路点検調査業務 業務概要：汚水管路施設の損傷状況等を把握するために、目視による点検を行うものである。
13	テレビカメラによる汚水管調査業務（口径2, 400ミリメートル以下） 業務概要：汚水管路施設の損傷箇所や腐食状態などを把握し、改築・修繕工事などに反映させるためにテレビカメラ調査業務を行うものである。
14	汚水管路スクリーニングカメラ調査業務 業務概要：汚水管路施設の膨大なストックに対して効率的な調査を行うために、従来型テレビカメラよりも簡易的なビデオカメラを使用したシステム等で汚水管路の管内調査を行い、詳細なテレビカメラ調査を行う管路を選別するものである。
15	広角展開式カメラ調査業務委託 業務概要：汚水管路施設の膨大なストックに対して効率的な調査を行うために、広角展開式カメラを使用したシステム等で汚水管路施設の状態を的確に把握し、適切な維持管理を図るために行うものである。
16	汚水管路施設清掃及び廃棄物運搬業務 業務概要：汚水管路の流下能力の確保及び施設の延命化を図るため、管路内及び伏越し箇所などの清掃業務を行うものである。
17	サツマソイル運搬業務 業務概要：サツマソイル（堆肥化製品）の運搬を委託するものである。
18	谷山処理場収集運搬業務 業務概要：谷山処理場の沈砂及びし渣等の収集運搬を行うものである。
19	南部処理場ほか清掃収集運搬業務 業務概要：南部処理場ほかの維持管理における清掃及びし渣等の収集運搬を行うものである。
20	上町中継ポンプ場ほか収集運搬業務 業務概要：上町中継ポンプ場ほかの沈砂等の収集運搬等を行うものである。
21	河頭浄水場ほか一般廃棄物収集運搬業務 業務概要：河頭浄水場、滝之神浄水場及び平川浄水場の一般廃棄物を定期的に収集運搬する業務である。
22	南部処理場場内排水管洗浄業務 業務概要：南部処理場の場内排水管に堆積しているスケールの除去を行い、機能回復を図るものである。
23	沈砂除去業務 業務概要：沈砂の除去作業を行うものである。
24	燃料タンク等点検清掃業務 業務概要：燃料タンク設備の機能を維持するため、消防法第14条3の2及び

	消防庁通知（令和元年8月27日消防危第120号）に基づき点検及び清掃を行うものである。
25	吉田地域水道管等修繕業務 業務概要：道路等で発生する水道管の破損、移設及び維持管理に伴う修繕を委託するものである。
26	桜島地域水道管等修繕業務 業務概要：道路等で発生する水道管の破損、移設及び維持管理に伴う修繕を委託するものである。
27	喜入地域水道管等修繕業務 業務概要：道路等で発生する水道管の破損、移設及び維持管理に伴う修繕を委託するものである。
28	松元地域水道管等修繕業務 業務概要：道路等で発生する水道管の破損、移設及び維持管理に伴う修繕を委託するものである。
29	郡山地域水道管等修繕業務 業務概要：道路等で発生する水道管の破損、移設及び維持管理に伴う修繕を委託するものである。
30	北部地区水道管及び下水道管等修繕業務 業務委託：道路等で発生する水道管の破損、移設及び維持管理に伴う修繕並びに汚水管路等の破損、移設及び維持管理に伴う修繕を委託するものである。
31	南部地区水道管及び下水道管等修繕業務 業務概要：道路等で発生する水道管の破損、移設及び維持管理に伴う修繕並びに汚水管路等の破損、移設及び維持管理に伴う修繕を委託するものである。
32	吉田地域メーター取替等業務 業務概要：水道メーター取替、水道メーターの移設及び伸縮止水栓取付け並びに長期使用中止に伴うメーター撤去及び使用休止中の水道使用開始に伴うメーター取付け並びに水道メーター下流側の給水装置の漏水調査を委託するものである。
33	桜島地域メーター取替等業務 業務概要：水道メーター取替、水道メーターの移設及び伸縮止水栓取付け並びに長期使用中止に伴うメーター撤去及び使用休止中の水道使用開始に伴うメーター取付け並びに水道メーター下流側の給水装置の漏水調査を委託するものである。
34	喜入地域メーター取替等業務 業務概要：水道メーター取替、水道メーターの移設及び伸縮止水栓取付け並びに長期使用中止に伴うメーター撤去及び使用休止中の水道使用開始に伴うメーター取付け並びに水道メーター下流側の給水装置の漏水調査を委託するものである。
35	松元地域メーター取替等業務 業務概要：水道メーター取替、水道メーターの移設及び伸縮止水栓取付け並びに長期使用中止に伴うメーター撤去及び使用休止中の水道使用開始に伴うメーター取付け並びに水道メーター下流側の給水装置の漏水調査を委託するものである。
36	郡山地域メーター取替等業務 業務概要：水道メーター取替、水道メーターの移設及び伸縮止水栓取付け並びに長期使用中止に伴うメーター撤去及び使用休止中の水道使用開始に伴うメーター取付け並びに水道メーター下流側の給水装置の漏水調査を委託するものである。
37	定期健康診断業務 業務概要：労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づき、毎年実施しており、法定検査項目のほか、眼底検査や腹部超音波検診等の業務を委託するものである。

38	胃部検診業務 業務概要：鹿児島市水道局職員の40歳以上の全職員及び40歳未満の希望者を対象とした胃部デジタル撮影による胃部検査を委託するものである。
39	鹿児島市水道局職員ストレスチェック等業務 業務概要：鹿児島市水道局職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、労働安全衛生法第66条の10に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査等を委託するものである。
40	配水池潜水土清掃業務 業務概要：配水池の清掃業務を行うものである。
41	給排水台帳及び上下水道管路情報閲覧業務 業務概要：給排水台帳及び上下水道管路情報に係る閲覧申請の受付、検索案内及び印刷代金の収納等を委託するものである。
42	雨水管きよ清掃業務 業務概要：公共下水道（雨水）の管きよ内に堆積した土砂を強力吸引車により除去し、管きよの機能回復を図るものである。
43	雨水管きよ土砂等浚渫業務 業務概要：公共下水道（雨水）の管きよ内に堆積した土砂等を人力及び掘削機械（バックホウ等）で除去し、管きよの機能回復を図るものである。
44	河頭排水処理場ほか浄水発生土運搬処分業務 業務概要：河頭排水処理場及び滝之神排水処理場の浄水発生土を運搬処分する業務である。
45	平川浄水場浄水発生土運搬処分業務 業務概要：平川浄水場の浄水発生土を運搬処分する業務である。
46	導水管等洗浄業務 業務概要：導水管の洗浄を行うものである。
47	下水道用建設資材等市況価格特別調査業務 業務概要：機械設備及び電気設備に係る機器の取引価格等の実態調査を行う業務である。
48	建設資材市況価格等特別調査業務 業務概要：土木工事に使用する特定の建設資材等の取引価格等について、実態調査を行うものである。
49	公共下水道（雨水）用建設資材等市況価格特別調査業務 業務概要：公共下水道事業（雨水）に使用する特定の建設資材等の取引価格等について、実態調査を行うものである。
50	下水汚泥堆肥化場堆肥化製品造粒業務委託 業務概要：下水汚泥堆肥化場にある堆肥化製品を収集運搬し、造粒・袋詰めしたものを下水汚泥堆肥化場に納品するものである。

## 2 入札又は見積りに参加する者に必要な資格

### (1) 一般競争入札又は見積りに参加を希望する場合

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 営業に関し法令上許認可を必要とする場合において、当該許認可を得ている者であること。

### (2) 指名競争入札に参加を希望する場合

指名競争入札に参加することができる者は、(1)に掲げる資格及び次の表の左欄に掲げる業務委託の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる資格要件を全て満たす者で、令和6年11月1日（以下「基準日」という。）現在において、当該業務について引き続

き1年以上の営業実績があり、同業務に係る契約を的確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められるものとする。ただし、鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

業務委託の種類	資格要件
1 地下漏水調査業務	<p>(1) 九州地区（沖縄県を含む。）内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 平成26年11月1日以降に元請として、国又は地方公共団体の発注に係る調査延長50キロメートル以上の上水道の漏水調査（給水装置のみの漏水調査は除く。）についての実績を有していること。</p>
2 土砂除去業務	<p>(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木工事業の許可を受けていること。</p> <p>(3) 基準日現在において、鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に土木一式工事で登載されていること。</p>
3 ろ過池状況調査・更生業務	<p>(1) 平成26年11月1日以降に元請として、国又は地方公共団体の発注に係るろ過池の状況調査業務又は更生業務についての実績を有していること。</p>
4 施設清掃及び廃棄物運搬業務	<p>(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業について、鹿児島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている一般廃棄物の種類に「ごみ」を含むこと。</p> <p>(3) 最大積載量6,000キログラム以上のパキューム車を1台以上保有していること。</p> <p>(4) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。</p> <p>イ 現場作業に常駐できること。</p>
5 脱水ケーキ運搬業務	<p>(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p>

	<p>(2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。</p> <p>(3) 基準日現在において、一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿に登載されていること。</p> <p>(4) 一般貨物自動車運送事業の事業用自動車である最大積載量3,700キログラム以上の4トンダンプ車を1台以上保有していること。</p>
<p>6 平川浄水場維持管理業務</p>	<p>(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第7条に規定する水道技術管理者の資格を有する者を1人以上雇用していること。</p> <p>(3) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校以上の学校において電気又は機械のいずれかに関する学科を修めて卒業していること。</p> <p>イ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（ただし、同条第3項の簡易水道事業を除く。）における浄水施設又は取水施設の維持管理業務について、3年以上の実務経験を有していること。</p> <p>ウ 現場作業に配置できること。</p> <p>(4) (3)に掲げる者とは別に、次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に定める第一種電気工事士の資格を有すること。</p> <p>イ 現場作業に配置できること。</p> <p>(5) (3)又は(4)の従事者が次の要件を全て満たしていること。</p> <p>ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。</p> <p>イ 現場作業に常駐できること。</p> <p>(6) 平成26年11月1日以降に元請として、水道法第3条第2項に規定する水道事業（ただし、同条第3項の簡易水道事業を除く。）における取水施設又は浄水施設の維持管理業務について、継続して5年以上の実績を有していること。</p>

<p>7 皇徳寺ニュー タウン水道施設 ほか維持管理業 務</p>	<p>(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 水道法施行令第7条に規定する水道技術管理者の資格を有する者を1人以上雇用していること。</p> <p>(3) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 学校教育法による高等学校以上の学校において電気又は機械のいずれかに関する学科を修めて卒業していること。</p> <p>イ 水道法第3条第2項に規定する水道事業（ただし、同条第3項の簡易水道事業を除く。）における取水施設又は浄水施設の維持管理業務について、3年以上の実務経験を有していること。</p> <p>ウ 現場作業に配置できること。</p> <p>(4) (3)に掲げる者とは別に、次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 電気工事士法第3条第1項に定める第一種電気工事士の資格を有していること。</p> <p>イ 現場作業に配置できること。</p> <p>(5) (3)又は(4)の従事者が次の要件を全て満たしていること。</p> <p>ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。</p> <p>イ 現場作業に常駐できること。</p> <p>(6) 平成26年11月1日以降に元請として、水道法第3条第2項に規定する水道事業（ただし、同条第3項の簡易水道事業を除く。）における取水施設又は浄水施設の維持管理業務について、継続して5年以上の実績を有していること。</p>
<p>8 吉田地域ほか 水道施設維持管 理及び工業用水 道施設維持管理 業務</p>	<p>(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 水道法施行令第7条に規定する水道技術管理者の資格を有する者を1人以上雇用していること。</p> <p>(3) 次の要件を全て満たす者を5人以上雇用していること。</p> <p>ア 学校教育法による高等学校以上の学校において電気又は機械のいずれかに関する学科を修めて卒業していること。</p> <p>イ 水道法第3条第2項に規定する水道事業（ただし、同条第3項の簡易水道事業を除く。）における取水施設又は浄水施</p>

	<p>設の維持管理業務について、3年以上の実務経験を有していること。</p> <p>ウ 現場作業に配置できること。</p> <p>(4) (3)に掲げる者とは別に、次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 電気工事士法第3条第1項に定める第一種電気工事士の資格を有していること。</p> <p>イ 現場作業に配置できること。</p> <p>(5) (3)又は(4)の従事者が次の要件を全て満たしていること。</p> <p>ア クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第21条に規定するクレーン運転技能者の特別な教育を受講したことがあること。</p> <p>イ クレーン等安全規則第246条に規定する玉掛技能講習を受講したことがあること。</p> <p>ウ 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。</p> <p>(6) 平成26年11月1日以降に元請として、水道法第3条第2項に規定する水道事業（ただし、同条第3項の簡易水道事業を除く。）における取水施設又は浄水施設の維持管理業務について、継続して5年以上の実績を有していること。</p>
<p>9 牟礼岡地区水道施設維持管理業務</p>	<p>(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 水道法施行令第7条に規定する水道技術管理者の資格を有する者を1人以上雇用していること。</p> <p>(3) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 学校教育法による高等学校以上の学校において電気又は機械のいずれかに関する学科を修めて卒業していること。</p> <p>イ 水道法第3条第2項に規定する水道事業（ただし、同条第3項の簡易水道事業を除く。）における取水施設又は浄水施設の維持管理業務について、3年以上の実務経験を有していること。</p> <p>ウ 現場作業に配置できること。</p> <p>(4) (3)に掲げる者とは別に、次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p>



	<p>ア 電気工事士法第3条第1項に定める第一種電気工事士の資格を有していること。</p> <p>イ 現場作業に配置できること。</p> <p>(5) (3)又は(4)の従事者が次の要件を全て満たしていること。</p> <p>ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。</p> <p>イ 現場作業に常駐できること。</p> <p>(6) 平成26年11月1日以降に元請として、水道法第3条第2項に規定する水道事業（ただし、同条第3項の簡易水道事業を除く。）における取水施設又は浄水施設の維持管理業務について、継続して5年以上の実績があること。</p>
<p>10 万之瀬取水場ほか維持管理業務</p>	<p>(1) 鹿児島県内に本店を有する法人であること。</p> <p>(2) 次の資格を有する者を1人以上雇用していること。ただし、エからキにおいては1人の従事者が二つ以上の資格者を兼務することは差し支えないものとする。</p> <p>ア 水道技術管理者</p> <p>イ 第三種電気主任技術者</p> <p>ウ 第一種電気工事士</p> <p>エ 甲種または乙種第4類危険物取扱者</p> <p>オ クレーン運転技能講習修了者</p> <p>カ 玉掛技能講習修了者</p> <p>キ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</p> <p>ク 学校教育法による高等学校以上の学校において電気又は機械のいずれかに関する学科を修めて卒業した後、水道法第3条第2項に規定する水道事業（ただし、同条第3項の簡易水道事業を除く。）に係る37,500m<sup>3</sup>/日以上<sup>・</sup>の取水施設又は浄水施設の維持管理業務について3年以上の実務経験を有するもの。なお、発注者がこれと同等以上の能力を有すると認めた場合はこの限りではない。</p>
<p>11 南部幹線点検調査業務</p>	<p>(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 次の車両及び機器を全て確保できること。</p> <p>ア テレビカメラ車</p> <p>イ テレビカメラ本体（口径2,400ミリメートルまで対応</p>

	<p>できるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウ モニター・ビデオ</li> <li>エ 有害ガス検知器（酸素、一酸化炭素、可燃性ガス及び硫化水素の濃度が測定可能なもの）</li> <li>オ 送風機</li> <li>カ 発電機</li> </ul> <p>(3) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。</li> <li>イ 現場作業に常駐できること。</li> </ul> <p>(4) 次のいずれかの資格等を有する者を1人以上雇用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 下水道管路管理総合技士</li> <li>イ 下水道管路管理主任技士</li> <li>ウ 下水道管路管理専門技士（調査部門）</li> <li>エ 平成26年11月1日以降にテレビカメラによる污水管調査の実務経験を有していること。</li> </ul>
<p>1 2 污水管路点検調査業務</p>	<p>(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。</li> <li>イ 現場作業に常駐できること。</li> </ul> <p>(3) 次のいずれかの資格等を有する者を1人以上雇用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 下水道管路管理総合技士</li> <li>イ 下水道管路管理主任技士</li> <li>ウ 下水道管路管理専門技士（調査部門）</li> <li>エ 平成26年11月1日以降に下水道管きよの巡視・点検業務、目視調査業務又はテレビカメラによる污水管調査業務の実務経験を有していること。</li> </ul>
<p>1 3 テレビカメラによる污水管調査業務（口径</p>	<p>(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 次の車両及び機器を全て保有していること。</p>

<p>2, 400ミリメートル以下)</p>	<p>ア テレビカメラ車  イ 直視及び側視が可能なテレビカメラ本体（口径800ミリメートル未満に対応できるもの）  ウ モニター・ビデオ  エ 有害ガス検知器（酸素、一酸化炭素、可燃性ガス及び硫化水素の濃度が測定可能なもの）  オ 送風機  カ 発電機</p> <p>(3) テレビカメラ本体（口径800ミリメートル以上2,400ミリメートル以下に対応できるもの）を確保できること。  (4) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。  ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。  イ 現場作業に常駐できること。  (5) 次のいずれかの資格等を有する者を1人以上雇用していること。  ア 下水道管路管理総合技士  イ 下水道管路管理主任技士  ウ 下水道管路管理専門技士（調査部門）  エ 平成26年11月1日以降にテレビカメラによる污水管調査の実務経験を有していること。</p>
<p>14 污水管路スクリーニングカメラ調査業務</p>	<p>(1) 九州地区（沖縄県を除く。）内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。  (2) 次の機器を全て確保できること。  ア スクリーニングカメラ本体  イ スクリーニングカメラで録画した動画を画像に展開図化できるシステム  ウ 有害ガス検知器（酸素、一酸化炭素、可燃性ガス及び硫化水素の濃度が測定可能なもの）  エ 送風機  オ 発電機</p> <p>(3) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。  ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。</p>

	<p>イ 現場作業に常駐できること。</p> <p>(4) 次のいずれかの資格を有する者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 下水道管路管理総合技士</p> <p>イ 下水道管路管理主任技士</p> <p>ウ 下水道管路管理専門技士（調査部門）</p> <p>エ 平成26年11月1日以降にテレビカメラ調査業務の実務経験を有していること。</p>
<p>15 広角展開式カメラ調査業務</p>	<p>(1) 九州地区（沖縄県を除く。）内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 次の機器を確保できること。</p> <p>ア テレビカメラ車</p> <p>イ 広角展開式カメラ本体（口径500ミリメートル未満に対応できるもの）</p> <p>ウ 広角展開式カメラで録画した動画を画像に展開図化できるシステム</p> <p>エ 有害ガス検知器（酸素、一酸化炭素、可燃性ガス及び硫化水素の濃度が測定可能なもの）</p> <p>オ 送風機</p> <p>カ 発電機</p> <p>(3) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。</p> <p>イ 現場作業に常駐できること。</p> <p>(4) 次のいずれかの資格等を有する者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 下水道管路管理総合技士</p> <p>イ 下水道管路管理主任技士</p> <p>ウ 下水道管路管理専門技士（調査部門）</p> <p>エ 平成26年11月1日以降にテレビカメラ調査業務の実務経験を有していること。</p>
<p>16 汚水管路施設清掃及び廃棄物運搬業務</p>	<p>(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業について、鹿児島市長の許可を受け</p>

ていること。ただし、許可を受けている一般廃棄物の種類に「ごみ」を含むこと。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業について、鹿児島県知事又は鹿児島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている産業廃棄物の種類に「汚泥」を含むこと。

(4) 次の車両及び機器を全て保有していること。

名称	種類	数量	備考
高圧洗浄車	4トン車	1台以上	
揚泥車	4トン車	1台以上	し尿汲み取り用バキューム車と同一のものであり、タンク内を負圧にして土砂等を水と共に吸引できるもの
強力吸引車	4トン車以上	1台以上	
クレーン付トラック	4トン車 2トン吊以上	1台以上	
発動発電機	20キロボルトアンペア以上	1台以上	
水中(汚水)ポンプ	6.4キロワット以上	1台以上	マンホール内の汚泥及び堆砂等を吸引し排除する能力があるもの
止水栓	口径100ミリメートル	各1個以上	
	口径150ミリメートル		
	口径200ミリメートル		
	口径250ミリメートル		
	口径300ミリメートル		

	リメートル		
--	-------	--	--

ただし、揚泥車及び強力吸引車は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第1号ハの基準に適合するものであること。

(5) 次の機器を全て確保できること。

名称	種類	数量	備考
バケットマシン	口径500ミリメートル以上	1台以上	口径500ミリメートル以上の管きよを清掃することができるもの
分離槽	容量5立方メートル以上	1台以上	ポンプで汲み取った汚水と堆砂を仕切り板等で分離し現場で洗浄できる構造のもの

(6) 地方共同法人日本下水道事業団の実施する下水道管理技術認定試験（管路施設）に合格した者を1人以上雇用していること。

(7) 次のいずれかの資格を有する者を1人以上雇用していること。

- ア 下水道管路管理総合技士
- イ 下水道管路管理主任技士
- ウ 下水道管路管理専門技士（清掃部門）
- エ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の規定に基づく技能検定に合格した産業洗浄（高压洗浄作業）の技能士

(8) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。

- ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。
- イ 現場作業に常駐できること。

17 サツマソイル運搬業務

(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。

(2) 貨物自動車運送事業法第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。

(3) 一般貨物自動車運送事業の事業用自動車である最大積載量 3,000キログラム以上の4トントラックを1台以上保有していること。

18 谷山処理場  
収集運搬業務

- (1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業について鹿児島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている一般廃棄物の種類に「ごみ」を含むこと。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業について、鹿児島県知事又は鹿児島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている産業廃棄物の種類に「汚泥」を含むこと。
- (4) 貨物自動車運送事業法第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。
- (5) 次の車両を全て保有していること。

名称	最大積載量	数量
ダンプトラック	3,000キログラム以上	1台以上
揚泥車	9,000キログラム以上	1台以上

ただし、上記車両については、一般貨物自動車運送事業の事業用自動車であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ハの基準に適合するものであること。

- (6) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。
- ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。
- イ 現場作業に常駐できること。

19 南部処理場  
ほか清掃収集運搬業務

- (1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業について、鹿児島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている一般廃棄物の種類に「ごみ」を含むこと。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業について、鹿児島県知事又は鹿児島

島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている産業廃棄物の種類に「汚泥」を含むこと。

- (4) 貨物自動車運送事業法第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。
- (5) 次の車両を全て保有していること。

名称	最大積載量	数量
ダンプトラック	3, 500キログラム以上	1台以上
揚泥車	9, 000キログラム以上	各1台以上
強力吸引車		

ただし、上記車両については、一般貨物自動車運送事業の事業用自動車であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ハの基準に適合するものであること。

- (6) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。
  - ア 下水道処理施設において、1年以上の清掃業務の実務経験を有していること。
  - イ 現場作業に常駐できること。
- (7) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。
  - ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。
  - イ 現場作業に常駐できること。

20 上町中継ポンプ場ほか収集運搬業務

- (1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業について、鹿児島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている一般廃棄物の種類に「ごみ」を含むこと。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業について、鹿児島県知事又は鹿児島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている産業廃棄物の種類に「汚泥」を含むこと。
- (4) 貨物自動車運送事業法第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。
- (5) 次の車両を全て保有していること。

名称	最大積載量	数量



ダンプトラック	1, 500キログラム以上 3, 000キログラム未満	1台以上
強力吸引車	3, 000キログラム以上	各1台以上
	9, 000キログラム以上	

ただし、上記車両については、一般貨物自動車運送事業の事業用自動車であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ハの基準に適合するものであること。

(6) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。

ア 下水道処理施設において、1年以上の清掃業務の実務経験を有していること。

イ 現場作業に常駐できること。

(7) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。

ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。

イ 現場作業に常駐できること。

2 1 河頭浄水場  
ほか一般廃棄物  
収集運搬業務

(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業について、鹿児島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている一般廃棄物の種類に「ごみ」を含むこと。

(3) 鹿児島市環境局資源循環部廃棄物指導課の「一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿（生ごみ等を運べる業者）」に登載されていること。

2 2 南部処理場  
場内排水管洗浄  
業務

(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業について、鹿児島県知事又は鹿児島市長の許可を受けていること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ハの基準に適合する強力吸引車を1台以上保有していること。

(4) 高圧洗浄車（最高使用圧力70メガパスカル以上）を1台以上確保できること。

(5) 地方共同法人日本下水道事業団の実施する下水道管理技術認

	<p>定試験（管路施設）に合格した者を1人以上雇用していること。</p> <p>(6) 職業能力開発促進法第44条第1項の規定に基づく技能検定に合格した産業洗浄（高圧洗浄作業）の技能士を1人以上雇用していること。</p> <p>(7) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。</p> <p>イ 現場作業に常駐できること。</p>
<p>23 沈砂除去業務</p>	<p>(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業について、鹿児島県知事又は鹿児島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている産業廃棄物の種類に「汚泥」を含むこと。</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業について、鹿児島県知事又は鹿児島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている産業廃棄物の種類に「汚泥」を含み、その保管施設を有し、かつ、その中間処理の方法に「焼却」を含むこと。</p> <p>(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ハの基準に適合する強力吸引車を1台以上保有していること。</p> <p>(5) 高圧洗浄車（最高使用圧力20メガパスカル以上）を1台以上確保できること。</p> <p>(6) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。</p> <p>イ 現場作業に常駐できること。</p>
<p>24 燃料タンク等点検清掃業務</p>	<p>(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 一般財団法人 全国危険物安全協会の認定する地下タンク等定期点検事業者であること。</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業について、鹿児島県知事又は鹿児島</p>

	<p>島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている産業廃棄物の種類に「廃油」を含むこと。</p> <p>(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定に基づき、産業廃棄物処分業について鹿児島県知事又は鹿児島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている産業廃棄物に「廃油」を含み、かつ、その中間処理の方法に「油水分離」及び「焼却」を含むこと。</p> <p>(5) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2に規定する甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の第4類の免状の交付を受けていること。</p> <p>イ 現場作業に常駐できること。</p> <p>(6) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。</p> <p>イ 現場作業に常駐できること。</p>
<p>25 吉田地域水道管等修繕業務</p> <p>27 喜入地域水道管等修繕業務</p> <p>28 松元地域水道管等修繕業務</p> <p>29 郡山地域水道管等修繕業務</p>	<p>(1) 鹿児島市内（桜島地域を除く。）に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 管理者から指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。</p> <p>(3) 次の全ての車両及び修繕用機材を常備し、修繕業務対応時に即時調達ができること。</p> <p>ア 修繕業務用の車両（修繕資機材用・残土等積載用）</p> <p>イ 掘削機械</p> <p>ウ タンパ</p> <p>エ エンジンカッター</p> <p>オ 発動発電機</p> <p>カ 工事用水中モータポンプ</p> <p>キ ハンマドリル</p> <p>ク コンクリートカッタ</p> <p>(4) 業務に従事する配管技術者として、次の要件のいずれかを満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 公益社団法人日本水道協会の発行する配水管工技能講習会の登録証を有していること。</p>

	<p>イ 管理者の発行する配管技術者登録証明書を有していること。</p> <p>ウ ア又はイと同等以上の能力を有すると管理者が認める技術等を有していること。</p> <p>(5) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。</p> <p>イ 現場作業に常駐できること。</p>
<p>26 桜島地域水道管等修繕業務</p>	<p>(1) 桜島地域内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 管理者から指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。</p> <p>(3) 次の全ての車両及び修繕用機材を常備し、修繕業務対応時に即時調達ができること。</p> <p>ア 修繕業務用の車両（修繕資機材用・残土等積載用）</p> <p>イ 掘削機械</p> <p>ウ タンパ</p> <p>エ エンジンカッター</p> <p>オ 発動発電機</p> <p>カ 工事用水中モータポンプ</p> <p>キ ハンマドリル</p> <p>ク コンクリートカッタ</p> <p>(4) 業務に従事する配管技術者として、次の要件のいずれかを満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 公益社団法人日本水道協会の発行する配水管工技能講習会の登録証を有していること。</p> <p>イ 管理者の発行する配管技術者登録証明書を有していること。</p> <p>ウ ア又はイと同等以上の能力を有すると管理者が認める技術等を有していること。</p> <p>(5) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。</p> <p>イ 現場作業に常駐できること。</p>
<p>30 北部地区水</p>	<p>(1) 鹿児島市内（桜島地域を除く。）に事務所、営業所、出張</p>

道管及び下水道  
管等修繕業務

3 1 南部地区水  
道管及び下水道  
管等修繕業務

所、店舗又は事業所を有する法人であること。

(2) 管理者から指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者の指定を受けていること。

(3) 次の資機材を全て保有していること。

名称	種類	数量	備考
普通トラック	2トン積	1台以上	修繕資機材用
ダンプトラック	2トン積	1台以上	残土等積載用
小型バックホウ		1台以上	掘削及び埋め戻し用
タンパ	質量60キログラムから80キログラムまでのもの	1台以上	転圧用
送風機	出力0.1キロワット以上	1台以上	換気用
有害ガス検知器	酸素、一酸化炭素、可燃性ガス及び硫化水素の濃度が測定可能なもの	1台以上	酸素欠乏危険場所で業務を行う際のガス濃度測定用
エンジンカッター	鋳鉄管を切断可能なもの	1台以上	
ネジ切り機	口径50ミリメートルのネジ加工が可能なもの	1台以上	
発動発電機	出力1キロボルトアンペア以上	1台以上	ポンプ等の動力
工事用水中モータポンプ	口径50ミリメートル、出力0.4キロワット以上	1台以上	漏水等の水替え用
ハンマドリル	100ボルト用	1台以上	
コンクリートカッター	厚さ10センチメートル以下の	1台以上	舗装の切断用

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="539 161 805 331"></td> <td data-bbox="805 161 1029 331">           アスファルト舗 装切断可能な もの         </td> <td data-bbox="1029 161 1181 331"></td> <td data-bbox="1181 161 1406 331"></td> </tr> </table>		アスファルト舗 装切断可能な もの		
	アスファルト舗 装切断可能な もの				
	<p>(4) 業務に従事する配管技術者として、次の要件のいずれかを満たす者を2人以上雇用していること。</p> <p>ア 公益社団法人日本水道協会の発行する配水管工技能講習会の登録証を有していること。</p> <p>イ 管理者の発行する配管技術者登録証明書を有していること。</p> <p>ウ その他ア又はイの者と同等以上の能力を有すると管理者が認める技術等を有していること。</p> <p>(5) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。</p> <p>イ 現場作業に常駐できること。</p>				
<p>3.2 吉田地域メーター取替等業務</p>	<p>(1) 吉田地域内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 管理者から指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。</p> <p>(3) (1)の事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所の者が業務に2人以上従事できること。</p> <p>(4) 年間を通して、昼・夜間を問わず、受注業務に対応できる態勢がとれていること。</p>				
<p>3.3 桜島地域メーター取替等業務</p>	<p>(1) 桜島地域内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 管理者から指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。</p> <p>(3) (1)の事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所の者が業務に2人以上従事できること。</p> <p>(4) 年間を通して、昼・夜間を問わず、受注業務に対応できる態勢がとれていること。</p>				
<p>3.4 喜入地域メーター取替等業務</p>	<p>(1) 喜入地域内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 管理者から指定給水装置工事事業者の指定を受けているこ</p>				

	<p>と。</p> <p>(3) (1)の事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所の者が業務に2人以上従事できること。</p> <p>(4) 年間を通して、昼・夜間を問わず、受注業務に対応できる態勢がとれていること。</p>
35 松元地域メ ーター取替等業 務	<p>(1) 松元地域内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 管理者から指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。</p> <p>(3) (1)の事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所の者が業務に2人以上従事できること。</p> <p>(4) 年間を通して、昼・夜間を問わず、受注業務に対応できる態勢がとれていること。</p>
36 郡山地域メ ーター取替等業 務	<p>(1) 鹿児島市内（桜島地域を除く。）に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 管理者から指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。</p> <p>(3) (1)の事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所の者が業務に2人以上従事できること。</p> <p>(4) 年間を通して、昼・夜間を問わず、受注業務に対応できる態勢がとれていること。</p>
37 定期健康診 断業務	<p>(1) 鹿児島県内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事務所を有する法人であること。</p> <p>(2) 次の全ての項目の検査ができること。</p> <p>ア 既往歴及び業務歴の調査</p> <p>イ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査</p> <p>ウ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力（1,000Hz・4,000Hz）の検査</p> <p>エ 胸部X線（直接）検査</p> <p>オ 血圧の測定</p> <p>カ 検尿（潜血、蛋白、糖）検査</p> <p>キ 心電図（安静時）検査</p> <p>ク 眼底検査</p> <p>ケ 腹部超音波検診</p>

	<p>コ HCV抗体検査</p> <p>サ 血液検査（赤血球、ヘマトクリット、血色素（ヘモグロビン）、白血球、血小板、GOT、GPT、<math>\gamma</math>-GTP、LDH、総蛋白、ALP、血清総ビリルビン、総コレステロール、LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド、尿酸、尿素窒素、血清クレアチニン、eGFR、血清アミラーゼ、血清鉄、血糖（空腹時）、ヘモグロビンA1c）</p> <p>(3) (2)の検査で使用する機器類及び運搬用車両（機器類を管理者が指定する業務場所まで運搬するためのもの）を保有していること。</p> <p>(4) 令和元年11月1日以降に元請として、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条に規定する定期健康診断業務（受診者が300人以上のものに限る。）の実績を有していること。</p>
<p>38 胃部検診業務</p>	<p>(1) 鹿児島県内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 胃部デジタル撮影の検査ができること。</p> <p>(3) (2)の検査で使用する機器類及び運搬用車両（機器類を管理者が指定する業務場所まで運搬するためのもの）を保有していること。</p> <p>(4) 令和4年11月1日以降に元請として、胃部検診業務（受診者が180人以上のものに限る。）の実績を有していること。</p>
<p>39 鹿児島市水道局職員ストレスチェック等業務</p>	<p>(1) 鹿児島県内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 次の全ての項目の業務が実施可能であること。</p> <p>ア 職員に対するストレスチェック</p> <p>イ 資格者による相談対応</p> <p>ウ 申出のあった職員に対し、医師による面接指導</p> <p>エ 職場単位等の集団分析</p> <p>(3) 医師、保健師又は労働安全衛生規則第52条の10第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師を本件業務に従事させることができること。</p>



	<p>(4) 令和4年11月1日以降に元請として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10に基づく業務の実績を有していること。</p>
40 配水池潜 水士清掃業務	<p>(1) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。</p> <p>ア 高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）第52条の潜水土免許を有していること。</p> <p>イ 配水池槽内清掃の実務経験を有していること。</p> <p>ウ 現場作業に常駐できること。</p> <p>(2) 平成26年11月1日以降に元請として、国又は地方公共団体の発注に係る有効容量1,000立方メートル以上の配水池について、潜水土による配水池の槽内清掃業務の実績を有していること。</p>
41 給排水台帳 及び上下水道管 路情報閲覧業務	<p>(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) (1)の事務所、営業所、出張所、店舗又は営業所において、次の要件のいずれかを満たし、業務に従事できる者を2人以上雇用していること。</p> <p>ア 給水装置台帳及び排水設備台帳（以下「給排水台帳」という。）の閲覧業務について、1年以上の実務経験を有していること。</p> <p>イ アと同等以上の能力を有すると管理者が認める実務経験を有していること。</p> <p>(3) 水道法第25条の4に規定する給水装置工事主任技術者の資格を有する者を1人以上雇用していること。</p> <p>(4) 鹿児島県下水道協会に登録された排水設備工事責任技術者の資格を有する者を1人以上雇用していること。</p> <p>(5) 平成26年11月1日以降に元請として、国又は地方公共団体の発注に係る次の全ての業務の実績を有していること。</p> <p>ア 料金収納を伴う受付業務</p> <p>イ 給排水台帳の閲覧業務</p>
42 雨水管きよ 掃業務	<p>(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業について、鹿児島県知事又は鹿児島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている産</p>

業廃棄物の種類に「汚泥」を含むこと。

(3) 次の車両を保有又は確保できること。

名称	種類	数量	備考
高圧洗浄車	4トン車	1台以上	
強力吸引車	4トン車以上	1台以上	

ただし、強力吸引車は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ハの基準に適合するものであること。

(4) 次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること。

ア 酸素欠乏症等防止規則第27条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していること。

イ 現場作業に常駐できること。

4.3 雨水管きよ  
土砂等浚渫業務

(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。

(2) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木工事業の許可を受けていること。

(3) 基準日現在において、鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に雨水路土木一式工事で登載されていること。

(4) 現場作業に常駐できる者を1人以上雇用していること。

4.4 河頭排水処  
理場ほか浄水発  
生土運搬処分業  
務

(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業について、鹿児島県知事又は鹿児島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている産業廃棄物の種類に「汚泥」を含むこと。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物収集処分業について、鹿児島県知事又は鹿児島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている事業の区分「中間処理（固化又は凝集固化）」の産業廃棄物の種類に「汚泥（無機性汚泥）」を含むこと。

(4) 産業廃棄物収集運搬業の事業用自動車である次の車両を全て保有していること。

名称	最大積載量	数量	備考
4トン着脱装	3,700キ	1台以上	コンテナ2個

	<table border="1"> <tr> <td>置付コンテナ 専用車</td> <td>ログラム以上</td> <td></td> <td>以上</td> </tr> <tr> <td>4トンダンプ トラック</td> <td>3, 500キ ログラム以上</td> <td>1台以上</td> <td></td> </tr> </table>	置付コンテナ 専用車	ログラム以上		以上	4トンダンプ トラック	3, 500キ ログラム以上	1台以上	
置付コンテナ 専用車	ログラム以上		以上						
4トンダンプ トラック	3, 500キ ログラム以上	1台以上							
45 平川浄水場 浄水発生土運搬 処分業務	<p>(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業について、鹿児島県知事又は鹿児島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている産業廃棄物の種類に「汚泥」を含むこと。</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物収集処分業について、鹿児島県知事又は鹿児島市長の許可を受けていること。ただし、許可を受けている事業の区分「中間処理（固化又は凝集固化）」の産業廃棄物の種類に「汚泥（無機性汚泥）」を含むこと。</p> <p>(4) 産業廃棄物収集運搬業の事業用自動車について、バックホウ山積0.8m<sup>3</sup>（平積0.6m<sup>3</sup>）及び10トン積級のダンプトラックを1台以上確保できること。</p>								
46 導水管等洗 浄業務	<p>(1) 九州地区（沖縄県を除く。）内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。</p> <p>(2) 基準日現在において、アイスピグ研究会の会員であること。</p> <p>(3) 平成26年11月1日以降に元請として、国又は地方公共団体の発注に係る導水管等洗浄業務（アイスピグ管内洗浄工法による）についての実績を有していること。</p>								
47 下水道用建 設資材等市況価 格特別調査業務	<p>国、地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団の発注による機械設備及び電気設備に係る機器の取引価格等の実態調査業務について、完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）の実績を有していること。</p>								
48 建設資材市 況価格等特別調 査業務	<p>国、地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団の発注による土木工事に係る製品の取引価格等の実態調査業務について、完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）の実績を有していること。</p>								
49 公共下水道 （雨水）用建設	<p>国、地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団の発注による土木工事に係る製品及び機械並びに電気設備に係る機器の取</p>								

資材等市況価格 特別調査業務	引価格等の実態調査業務について、完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）の実績を有していること。
50 下水汚泥堆肥化場堆肥化製品造粒業務	(1) 鹿児島市内に事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有する法人であること。 (2) 平成26年11月1日以降に元請として、下水汚泥を原料とした汚泥発酵肥料の造粒の実績を有していること。 (3) 造粒したものを水道局が支給する15kg袋に袋詰めできること。

備考1 「実績」とは、基準日現在において、履行が完了している業務の実績をいう。

備考2 「保有」とは、基準日現在において、所有又はリース（リース期間に名簿登載期間を含む場合に限る。）により使用权を有していることをいう。また、「確保」とは、当該業務を行う際に使用权（リースによるものを含む。）を有することをいう。

備考3 「吉田地域」、「桜島地域」、「喜入地域」、「松元地域」、「郡山地域」とは、それぞれ、吉田支所、桜島支所、喜入支所、松元支所、郡山支所の所管区域をいう。

### 3 申請書の受付要領

#### (1) 申請書の受付期間

受付期間

令和6年12月2日（月）から同月27日（金）まで（当日消印有効）

#### (2) 申請書の提出方法

郵送

#### (3) 申請書類

管理者が別に定める様式による。

#### (4) 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1番10号

鹿児島市水道局総務部管財契約課契約係（鹿児島市水道局本庁舎2階）

電話（ダイヤルイン）099-213-8511

（代表）099-257-7111

FAX 099-285-6779

### 4 その他

#### (1) 名簿登載

入札又は見積りに参加する資格があると認められた者については、鹿児島市水道局業務委託入札参加有資格業者名簿に登載する。

#### (2) 名簿の有効期間

登載された者の鹿児島市水道局業務委託入札参加有資格業者名簿の有効期間は、登載された日から令和10年3月31日までとする。ただし、新たに令和10年度以降の鹿児島市水道局業務委託入札参加有資格業者名簿を確定するまでの間は、その効力を有するものとする。

